## 令和5年度 豊田小中一貫校 いじめ対策アクションプラン

# いじめを許さない 見逃さない学校

いじめの防止に取り組みます。 いじめの早期発見、早期の適切な対応に努めます。

## 児童生徒

#### 未然防止

- 「このクラス(学校)でよかった」と言える学級学校 ・「おやまっ子 いじめゼロ宣言」の実践
  - •「いじめゼロ」全校集会
  - 縦割り班活動(清掃、給食・共遊)
  - 元気なあいさつ
- されたら嫌なことはしない態度の育成
- 人の気持ちを考えた言葉づかい
- 学校やみんなのために働く喜びと充実感を味わう 自分のことも友達のことも、困ったことは相談する
- 4 いじめをさせない学校づくり

#### 早期発見

いじめかなと思ったら注意し合ったり、先生や家の人に相談したりする

#### 早期対応

事実を正直に話す

#### 再発防止

未然防止に同じ



#### 未然防止

## 教職員(学校)

- 一人一人の児童生徒が大切にされる学校づくり
- ①いじめ対策アクションプランの公表と説明
- ②居がいのある学級づくり
  - ・授業及び様々な活動において、自尊感情を高め、 自己存在感・共感的人間関係の育成
  - ・児童生徒との信頼関係(悩みを気軽に相談できる)
  - 「おやまっ子」いじめゼロ宣言」や「いじめゼロ」 全校集会の指導
  - ・いじめ防止週間の実施
- ③児童生徒の変化を見逃さない
- 休み時間、給食、清掃等で人間関係把握や声かけ 教職員の意識・資質の向上と児童生徒指導・教育相 談体制の強化
  - •「いじめ防止対策推進法」についての研修
  - ・教職員が一枚岩で取り組むためのいじめ事例研究 (関係機関との連携を含む)
  - ・ 傍観者にならない指導
- 保護者との密な連携、信頼関係の構築
- 豊田地区地域安全活動連絡協議会との連携
- 関係機関との協力体制

#### 早期発見

- 早期発見・早期対応のための体制整備といじめ対策 1 委員会の機能強化
- 定期的(月1回)および逐次の児童生徒情報交換
- 児童生徒の悩みや相談をしっかり聴く。

- ①アンケート(各月1回)、Q-U検査と教 育相談(各学期1回)
- ②児童生徒からの小さな兆候を見逃さない
- ③いじめチェックリスト(教師用)の活用 ④いじめチェックリスト(保護者用)配付と活用
- ⑤いじめ相談窓口(教頭・養護教諭)の設置

#### 早期対応

- 児童生徒や保護者に寄り添った対応
- 事実の確認、情報提供と説明
- 疑われる事案の発生により、いじめ対策委員 会の設置と組織的な対応
- ①いじめにあった児童生徒を守り通す
- ②いじめた児童生徒に深い反省と二度といじめを させない指導
- ③事案に応じて、学年または全校集会での指導
- 4 保護者との連携・協力を密に
- ①事実の確認、情報提供と説明
- ②いじめにあった児童生徒への対応
- ③いじめた児童生徒への対応
- 5 事案に応じて、関係機関との連携

#### 再発防止

- 問題解消後もいじめにあった児童生徒、いじめ た児童生徒への継続的な指導・支援とそれについ ての家庭連絡
- (1週間後、半月後、1か月後、2か月後) 2 その他は未然防止に同じ

### 家庭、地域及び関係機関

### 未然防止

- いじめ対策アクションプラン及び「おやまっ子 いじめゼロ宣言」 の理解
- 2 良好な親子関係
  - 我が子の目を見る、声を聞く
- 子どもの生活習慣の確立と自立心の育成
- コミュニティ・スクールとして学校・家庭・地域が協力していじ めを防止・解決するための手立ての話し合い
  - ・いじめられたとき ・いじめたとき
  - 友達のいじめに気づいたとき
- 家庭・地域との密な連携、信頼関係の構築
- 豊田地区地域安全活動連絡協議会との連携
- 関係機関(教育委員会・児童相談所・青少年相談室・警察等)と の協力体制

#### 早期発見

我が子のいじめが気がかりなとき、学校に速やかに相談 他の子のいじめについても、学校に情報提供

#### 早期対応

- 学校から提供された事実の理解、子どもとの事実確認
  - 学校との共通理解及び今後の対応についての話し合い 話し合ったことについての対応
  - (担任、いじめ相談窓口への連絡) ・必要に応じて、関係機関への相談や連携

## 再発防止

1 未然防止に同じ